

【別紙1】

令和8年度 広報高森特集記事制作業務 仕様書

1 業務名

令和8年度 広報高森特集記事制作業務

2 業務目的

本業務は、広報高森の特集記事を事業者ならではのアイデアや切り口、デザインで制作し掲載することにより、民間目線での分かりやすさや読み物としての面白さを向上させ「読んだ後に自分も新しいことへ挑戦しようと思える」広報紙づくりを行い、住民が町政への理解を深め、自分が住んでいるまちへの誇りと愛着の醸成を目指す。

3 履行期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 特集記事の作成

- ①広報高森令和8年10月号から令和9年3月号に掲載する特集記事を作成すること。
- ②月初めに行う企画会議に出席し、発注者と協議の上で特集記事の企画内容を決定するものとする。企画内容は、発注者、受注者がともにアイデアを出すものとし、受注者は事業者ならではのアイデアや切り口で自ら提案すること。
- ③決定した企画内容に適した相手を取材し、4ページ（ページ数は増減の場合あり）特集記事を作成すること。
- ④作成に当たっては、写真やイラスト、図表等を見やすく配置すること。
- ⑤受注者は初校が出来上がり次第、取材者に対し、校正依頼を行うこと。

(2) 取材及び原稿の作成

受注者がインタビュー取材を行い、取材内容や発注者が提供する原稿等に基づき、受注者が原稿を作成すること。

取材に係る取材対象者との日程調整などの準備は受注者が行うこと。

(3) デザイン、レイアウト

原則として DTP ソフト Adobe InDesign、Illustrator、Photoshopを用いて特集ページの制作・編集を行うものとし、ユニバーサルデザインに配慮した見やすく分かりやすいデザイン、色調にすること。

「行政の広報誌」という概念にとらわれず、デザイン性に富み、視覚的に読者の目を引くデザインとすること。

写真については、町が提供する写真を使用すること。イラストや図表等は受託者が用意すること。

(4) 校正

校正は原則3校で校了とする。校正データは、原則として Adobe Creative Cloudで開くことができるファイルデータと原稿のPDFを用意し、受け渡しはデータ・ファイルの送受信が可能なオンラインストレージサービスを利用して行うこと。なお、校正指示について疑義が生じた場合は発注者へ確認を行うこととし、校正した原稿についても取材

【別紙1】

者に確認を取るものとする。

また、事実関係の誤りや誤植がないよう細心の注意を払って編集・校正を行うこと。

(5) 成果品の提出

内容が確定した特集記事の作成データ及び PDF ファイルを提出すること。

(6) 広報紙の規格等

| | |
|----------|--------------------------------|
| 発行回数 | 月1回 毎月15日発行 年 12 回 |
| 印刷部数 | 4月・10月号 5,650部 その他の月3,350部 |
| サイズ・ページ数 | A4版・16～28 ページ |
| 刷り色 | フルカラー |
| フォント | ロゴなどを除き、原則としてユニバーサルデザインフォントを使用 |

(7) 業務スケジュール (予定)

令和8年10月号の作成

- 8月3日 (月) 企画会議
- 8月中旬 取材
- 9月4日 (金) 初校提出期限
- 9月8日 (火) 初校戻し期限
- 9月11日 (金) 2校提出期限
- 9月16日 (水) 2校戻し期限
- 9月18日 (金) 3校提出期限
- 9月25日 (金) 3校戻し期限
- 9月28日 (月) 校了
- 9月29日 (火) 入稿

11月号以降は上記の例と同様のスケジュール感で進めるものとする。

5 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。発注者との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議及び遂行状況の報告を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、委託料に含むものとする。
- (3) 業務を遂行する上で必要な許可等は、発注者において手配するものとする。
- (4) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、受注者があらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この限りではない。
- (5) 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。なお、業務の再委託を承認された場合は、再委託を受けた者も同様とする。
- (6) 発注者又は発注者関係者から提供を受けた資料は本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ発注者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (7) 本業務における全ての成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法第48号）第27条、第28条所定の権利を含む。）等は、発注者に帰属するものとする。ただし、成果物に利用

【別紙1】

されている写真、イラスト、デザインその他の素材のうち、受注者又は第三者が保有している著作権については、この限りではない。この場合において、受注者は、発注者が当該著作権を本業務及び発注者の広報活動に使用することができるよう利用を許諾し、又は当該第三者から利用許諾を得るものとする。

- (8) 業務実施に関して、監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。
- (9) 仕様書に定めのないものについては、その都度、受注者及び発注者と協議の上定めるものとする。